

薩摩藩記録所寸考(一)

—正徳期以降の島津氏支流系図継続について—

林 匡

(本館 学芸専門員)

薩摩藩記録所によつて編集された「新編島津氏世録支流系図」(東京大学史料編纂所蔵)、『鹿児島県史料 旧記録拾遺 諸氏系譜』一・二・三に収載。以下「支流系図」と示す)は、「正徳頃までに、島津氏正統より分出したとみなされ、庶流としての格式のみとめられた諸家をその重要度と分出の時代別によつて、大略順序だてて集めたもの」であり、収載記事の最終記事が正徳五年(日州佐土原城主島津忠興家庶流島津主膳久富一流や義岡系図)であることから、正徳年間以後間もないころに修成されたものと推測されている。正保二年(一六四五)文書奉行(のち記録奉行)に任命された平田純正にはじまる島津家譜編纂事業は、一方で藩記録所による精力的な諸家の文書収集を促したが、それは島津氏を中心とする家格(島津姓・諱の使用可否、諸儀礼における容儀や序列、進上物等々)の確定とも密接に関わるものであった。従つて諸家の家格・由緒調査と記録、及び家格の証明や嫡庶の序列判定などといった役割を藩記録所は担うことになる。

早くには島津氏支流などの系図作成に関わることとして、寛文九年(一六六九)に、島津綱貫(当時の藩主は祖父光久、父綱久も存命)の命に基づいて、当時の記録奉行大田小平次(久知)・河野六兵衛(通正)が、島津一門及び古昔より一所を領し、又は家老職に任じられた家二十四家を選出し、その支流に至るまで古系図・文書或いはその家の書出し

を提出させ、勘考要約して略系図(新撰系譜)を作成している。その後この撰述が短期間のことであり、文書などによる確証もなくなお考察も必要と考えられたため、河野通古が文書・旧記・古系図による考証・校訂を行い新撰系譜の控に押札をしてその修正がはかれたものの、その途次に通古は死去、後継者である伊地知助右衛門(重英、後に重張)・田中五右衛門(国明)に対して、諸家系図の吟味再撰が命じられ、元禄七年(一六九四)八月には、翌八年春の藩主綱貫発駕までに清書できるよう、各嫡家を通じて庶流諸家にまで下達されていた。但しこの作業は、翌九年の元禄大火によつて頓挫したものと考えられる。

さて正徳年間(一七一—一六)以降も、新たな島津氏族支流の創出・再興・分立・断絶や藩主子弟の養子成りがあり、格式の整備・改定も順次行われていく。例えば近世島津氏の門閥である「一門四家」(一門家は越前(重富)・加治木・垂水・和泉(今和泉)家。四家は日置・花岡・都城・宮之城家で一門家に準じる)についてみると、越前家の再興は元文二年(一七三七)、また和泉家の再興は延享元年(一七四四)で、共に藩主島津継豊の弟(前藩主吉貴の子)忠紀・忠卿(郷)が嗣いでいる。元文三年五月に加治木・垂水家が一所持から離れて一門家とされ、同年九月越前家、延享元年今和泉家が加えられた。四家も元文三年五月に大身分とされ、天明六年(一七八六)大身分が一所持・一所持格・寄合・

寄合並の惣名となつた後も、四家の格式は従来通りとされたのである。
(なお家格をめぐっては諸家それぞれに由緒来歴や政治的地位などによる対抗意識が強く、藩はその調整に苦慮したと考えられる。)従つて正徳期の「支族系図」集成後も、当然一定の期間を置いて、藩記録所は諸家の新たな系譜や惣庶の掌握・整理を行う必要があつたと考えられる。ここに具体例をあげよう。

「阿多文書」の一つに「阿多氏記録留并家傳記」(冊子、以下「記録留」と示す)がある。表紙には「正徳三年巳四月 阿多新之丞」と記されているが、収められた史料は、正徳三年から安政五年(一八五八)に至る、阿多氏の家伝・系図文書などについての阿多氏同族間や本宗家である町田氏と取り交わした書状類、藩記録奉行の下命と阿多氏から記録奉行への報告などである。この中には、町田氏支族阿多氏庶流としての由緒や系図などの有無、実名の制約などに関わる史料とともに、藩記録所による「支流系図」や町田氏の家譜系図作成に関わる史料がみられる。基本的には記録奉行からの系図類の提出命令が、本宗家町田氏から用頼(代)を経て阿多氏へ伝えられ、阿多氏嫡家からさらに藩内各所の阿多氏庶家並びにその所属郷にも伝えられていることが判る。「記録留」の関係部分を掲げよう。便宜上文書題及び文書番号〔1〕、〔5〕を付す。

* () は筆者註

〔1〕(正徳三年)七月廿五日付記録奉行田中国明外三名連署覚

覚写

正保年間御氏族之家々被相糺、系圖被納置候処ニ、到只今七十年ニ及、其家々之子孫系絶有之候ニ付、此節系圖系繼被仰付候、右ニ付而ハ

御氏族之家嫡家ニ茂申渡、又ハ庶流之家ニ茂可申渡趣、左ニ記之、
一御支流家譜最末ニ系載有之候人より當世出生之子共迄不殘書記、初中後假名實名可書出候事、

(以下三箇条略ス)

右之通、其家々不殘略系圖ニ相記、来月十五日限ニ御記録所江可被差出候、御急用ニ候間、聊延引有間布候、以上、

御記録奉行

巳七月二十五日

川上平右衛門(入藩)
肥後仁右衛門(盛香)
市来早左衛門(家手)
田中五右衛門(四明)

〔2〕(明和八年)十一月八日付町田久甫用頼佐土原幸助達書

正徳三年巳年御氏族之家支流迄家譜系續被仰付候、以来到只今及五十九年、其家々之子孫系絶有之候付、此節家譜系續被仰付候、右ニ付、第一其家々ニ而可相糺ケ条左之通、

一正徳三年家督之人より當世出生之子共迄不殘書記、初中後之假名實名可書出候事、

(以下三箇条略ス)

一正徳三年以後新家ニ別立候者ハ、當何某何代之祖何某何男ニ而別立候訳相記、代々前条之通是又可被申出候事、

右之通應ケ条相記、略系圖ニ取仕立、其外右ニ準シ家々規模ニも可相成儀ハ書記申出候様、御記録所より被仰渡候付、御方家正徳三年已来ケ条之通相記可被差出候、尤庶流之面々へも書記差出候様ニ被

申渡、取揃可被申出旨^(町田)監物殿被仰候、此書付相達、承知之首尾無遅滞可被申越候、以上、

卯

町田監物用頼

十一月八日

佐土原幸助

阿多新之丞殿

〔3〕寛政三年五月付記録奉行覚

写

此節御支族之家々家譜系續被仰付候、右ニ付其家々ニ而專可相糺ケ条左之通、

一明和七年家督之人より、當年出生之子共迄不殘書記、初中後之假名実名可書出候事、

(以下四箇条略ス)

右應ケ条相糺可申出候、其外右ニ準家之規模ニも可相成儀ハ書記、銘々致略系圖御記録所へ可差出候、聊延引有之間敷候、以上、

御記録奉行

寛政三年亥五月

〔4の1〕(文化十四年)四月付記録奉行覚

覚

町田家之家譜系續被仰付候付、支族末々迄元禄七年より只今迄書記可被差出候、其家々ニ而專可相糺ケ条左之通、

一元禄七年家督之人より當世迄出生之子共迄不殘書記、初中後之假名実名可書出事、

(以下四箇条略ス)

右通應ケ條書相糺可申出候、其外右ニ準シ家々規模ニも可相成儀者書記、銘々致略系圖御記録所へ可差出候、聊延引有之間敷候、已上、

丑四月

御記録奉行

〔4の2〕(文化十四年)四月七日付町田久親用達町田新左衛門達書

右之通先年御通達有之、正徳三年より明和八年迄五十九年之略系圖者差出候方も有之候得共、前条之通元禄七年以来之書出不事足儀のミ有之、明和八年より當分迄者都而未書出無之、追々御用御系續書出ニ相成事候間、此節右之ケ条書ニ應各家より取揃、當六月限領主宅へ直ニ可被差出候、若糺方いたし不相知趣者、其段引札又者但書等を以書出可被申、此旨領主被仰候間申達候、以上、

^(町田久親)
監物殿用達

丑四月七日

町田新左衛門

志布志

阿多新之丞殿^(実深)

〔5の1〕(安政五年)五月廿三日付町田久要用頼代税所喜三左衛門書

状

此節町田家庶流系圖御用御見合相成候間、細々取調差出候様御記録所より御承知有之候間、早目ニ取しらべ被差出候様拙者より可申進旨^(入彦)監物殿御沙汰ニ付、此段得御意候、以上、

午五月廿三日

用頼代税所喜三左衛門

阿多源太夫殿^(實)

〔5の2〕安政五年六月付記録奉行覚

覚

此節御記族之家（支カ）に家譜系續被仰付候ニ付、其家々ニ而專可相札ケ条左之通、

一寶曆元年家督者より、當年出生之子共迄不殘書記、初中後之假名実名可書記候事、

（以下六箇条略ス）

右應ケ条相札可申出候、其外右ニ準し家之規模ニ茂可相成儀者書記、委系圖帳面ニ取仕立、無延引御記録所江可差出事、

安政五年午六月

御記録奉行

〔5の3〕（安政五年）六月十八日付記録方見習川上四郎左衛門達書

此節御支族系圖系續被仰付、就右町田家庶流阿多并伊集院家庶流伊集院名字之家に其許江有之、先達而子孫等札方之儀箇条書を以、惣嫡家町田監物・伊集院静馬江委曲相達置候ニ付、自承知為有之等候得共、尚又別紙安文差遣候間、右ニ應し巨細取調無遲滞御記録所江差出候様可取計候、此段申越候、以上、

御記録方見習

午六月十八日

川上四郎左衛門

志布志郷士年寄中

以上の史料から、町田氏・阿多氏の支族系図作成に関して、藩記録所より系図系（継）続が求められた時期は次のようにまとめられよう。

①正保年間（一六四四―一四八）。島津氏族の確定、系図提出が命じられ、

この結果正保期までの「御支族家譜」が少なくとも各氏族毎に作成された〔1〕。なお先述の如く、寛文九年に島津氏族及び他家二十四氏の系図編集が命じられ一旦略系図が作られたものの問題が多く、元禄七年に再撰が企図されて系図提出が命じられたが、元禄大火で「支族系図」は中断か。また他家については註4で示したように「諸家大概」として一旦まとめられ、以後増補されたのだろう。

②正徳三年（一七一三）七月。正保年間以来七十年経過したため、系図系統が島津氏支族に命じられる。対象は「御支流家譜」最末以降当世出生の子供までである〔1〕。

③明和八年（一七七七）。正徳三年以来五十九年に及んだため、家譜系統が島津氏支族に命じられる。対象は正徳三年家督人から当世出生の子供まで〔2〕。

④寛政三年（一七九二）五月。支族家譜系統が命じられる。対象は明和七年家督人から当年出生の子供まで〔3〕。

⑤文化十四年（一八一七）四月。「町田家之家譜」系統のため、（町田氏）支族全て元禄七年（一六九四）家督人から当世出生の子供までを対象にするもので、記録奉行の下命〔4の1〕であるが、全ての島津氏支族支流が対象とは考えにくく、或いは町田氏支流のみであったと考えられる。系図系統の理由は、明和八年の略系図提出が元禄七年以来の「書出不足儀のミ有之」であり、また明和八年以降の系図提出に備えるためであった。〔4の2〕

⑥安政五年（一八五八）五月から六月。五月、「御用御見合」のために、記録奉行より従来のように町田氏から用頼（代）を経て町田氏庶流系図の確認がなされた〔5の1〕。六月、町田氏及び伊集院氏支族全体へ家

譜系統が命じられ〔5の2〕、その一方でもなく期限遵守で提出するよう、志布志郷士年寄宛に確認されている〔5の3〕。なお対象は宝暦元年（一七五一）家督者から当年出生の子供までである。

以上が「記録留」からみた町田・阿多氏支族系図継続の各時期である。

この中で、正徳三年・明和八年・寛政三年・安政五年に広く島津氏族の系図調査や報告がなされたことが判る。（但し寛政三年五月の系図提出について現段階では傍証に欠け、検討を要す。）

正徳三年の氏族支流の確定は、前年の一所持・一所持格の設定、註3でみた家の名乗りや名字使用の制約と直結するものだった。また明和八年の場合、当時の藩主は重豪であり、重豪代の安永二年（一七七三）「府下諸家之行列」改定が行われ独礼・万石以上の家格が大身分に準じる扱いとされ、天明六年に大身分が改定されるなど、家格の整理が順次なされていることも、支流系図集成と関わる可能性はあろう。或いは正徳三年次の藩主吉貴以来、重豪以前の藩主子弟の養子成りなども関係するだろう。なお併せて次の史料も参考までに掲げる。五味克夫氏が記録所の変遷を要約した記事として紹介された、『鹿児島県史料 旧記雑録 追録六』一一九一号文書（「続編島津氏正統系図」重豪譜所収記事）である。（傍線筆者）

夫国史館者、初在府城本丸之内、元禄九年丙子四月二十三日府城廻禄之日罹災為烏有、於是寶永三年丙戌十月二十三日仮置之於府城便殿四配邸之内、雖掌図籍、然不便出入、以故正徳三年癸巳閏五月十五日由復請而置府城北御厩之内旧屋、有年于此、明和八年辛卯冬十一月十七日重豪始到于茲、以為非其館、故命有司卜地於府城南改作之、經始於安永二年冬

十一月朔日至今年甲午夏五月十四日落成、於是又遷徙文庫、（中略）明年秋七月二十一日余復至于此就座、使行人兼太史児玉早之丞実門誦系図及譜略、

この記録所変遷の記事は元禄大火以降の概略を記したもので、安永三年（一七七四）新記録所が鶴丸城前（現名山小学校敷地）に落成、その儀式に「系図及譜略」の誦誦を記録奉行（使番兼任）児玉実門がつとめたことなどが記される。偶然であろうか、記録所の移転が検討された時期が正徳三年・明和八年であり、今後記録所の活動・史料の集積と移転の契機についても考察が必要と考える。勿論、記録所の本務である島津氏家譜編纂やその他国絵図作成・地誌類の編纂活動などの変遷も視野に入れなければならないだろう。

さて安政五年の場合、従来の支流系図の系統ではなく、改めて「寶暦元年家督者」以降を対象としている点が注目される。また省略したが、調査項目は（元禄七年の諸家系図再撰の通達を除いて）従来に比べて最も多く、箇条書で七項目が示され、御目見・家督相続や隠居、役儀、褒美や拝領品などについてより正確に把握することに記録所は努めているようである。なお〔5の2〕とはほぼ同文の記録所覚は『家わけ九』所収「種子島家譜」にも収められている（一号文書）。但し種子島家に対しては調査報告の対象が「宝永元年（一七〇四）家督者」以降と記され、また覚の日付も安政五年正月であり、両史料とも写本である故、月日・記述内容については慎重に考える必要がある。一門家筆頭の越前家の場合、「御支族系續調帳 重富」⁽¹⁶⁾によれば安政五年正月に「此節御支族之家々家譜系續被仰付候ニ付、其家々ニ而専ら相札可申上旨被仰渡趣承知仕、

左條ニ申上候」とみえ、本宗家から越前家を嗣いだ忠紀以下の記述がなされ、その最後には「右者、周防殿系續明和元年より當年迄相調申候處、右之通御座候間、此段御申上候、以上」と同月付で越前家役人別府一郎左衛門が認めている。従って、安政五年に島津氏支族全体に対する系図系統調査と報告が行われたことは確認できるが、その起点は越前家の場合、明和元年（一七六四）以降である。宝暦元年段階の家督者忠紀にはじまる系譜であり、同家の判断で明和元年以降分を調べたものである。或いは各支族によって調査の起点が異なっていた可能性も示している⁽¹⁷⁾。なお種子島家に対しては、安政三年、藩記録所より文政十二年の二十三代種子島久道没後から久珍代に至る家譜の提出が命じられている⁽¹⁸⁾。このことから、藩内の有力諸家に対してはある程度段階的に系図などの提出が命じられていたとも考えられる。またそれ故に、直後の安政五年に系譜提出が命じられたことは、改めて全藩的規模で島津氏支族の把握・整理が企図されたものだったと考えることができる。それは、一つには正徳期以降提出された各支族系図が略系図のみで簡略であったことと、さらにやや大胆に推論すれば、この時期に改めて正徳期の「支流系図」に引き続き系図への取り組みが藩記録所で本格化した可能性もあろう。今後とも他家の系図・文書による比較・確認が必要である⁽¹⁹⁾。また、改めて支流系図継続が企図された背景についても、考察を深めていく必要がある⁽²⁰⁾。

【註】

(1) 五味克夫「鹿兒島県史料 旧記雑録拾遺 諸氏系譜一」(一九九) 解題。「支流系図」の素材となった文書・系図は各支族毎に順次記録

所によって収集された。五味氏は、樺山家の場合元禄四年(一六九二)以前、新納氏の場合まず明暦三年(一六五七)以前に新納氏系図の集成がなされたことを示唆されている。

(2) 五味克夫「鹿兒島県史料 旧記雑録前編一」(一九九) 解題。「旧記雑録附録二」(一九七) 解題、同氏「薩藩の記録所と記録奉行覚書―『御記録方帳』の紹介を中心に―」(旧記雑録拾遺家わけ二付録『月報12』、一九九)などに、薩摩藩記録所による文書系図などの収集・整備及び島津家家譜などの編纂について詳述されている。記録所の変遷や勤務形態・編纂の進捗状況などについては、同氏「記録所の変遷と伊地知季安」(旧記雑録前編付録『月報1』、一九九)・「薩藩記録奉行本田親方と記録所職員の勤務時間問題」(旧記雑録拾遺家わけ六付録『月報17』、一九九)に詳しい。

(3) 近世薩摩藩の家格を示す一門四家や大身分・一所持などについては「鹿兒島県史第二巻」(一九四)など諸書に述べられている。拙稿「種子島家譜小考(二)」別記「近世種子島家の家格について」(『黎明館調査研究報告』第14集、二〇〇)でも関説した。正徳二年に島津氏支族や格別の由緒があり家老にも任せられる家が一所持・一所持格として定められ、正徳三年六月朔日には島津氏族同格の別号家・島津氏族の庶流について定められている(『鹿兒島県史料 旧記雑録拾遺家わけ三』町田文書四七二号、『鹿兒島県史料 旧記雑録追録三』二三一号)。その他「薩藩重職補任」(東京大学史料編纂所蔵島津家本)の詰役・横目頭并大目附の項には正徳三年閏五月付で「右者、於當座御役之次第相調可申出旨被仰渡候ニ付如此御座候、以上」との記録所奥書がみえる。記録所における諸役の調査もこの時期の家格確定との

関わりでとらえられよう。

さて、正徳三年の「支流系図」編集による氏族支流の確認と共に、姓・諱の使用可否についての例をみる事ができる。既に五味氏が「諸氏系譜一」解題で川上・佐多・新納・樺山・北郷・桂・喜入・町田・伊集院・龜山・山田・碓山・大嶋・義岡・迫水・阿蘇谷・相馬・石塚の島津氏支族のしかるべき家の名乗りに制約がかけられたこと、これに応じて各支族は家毎の名字使用に制約を設けたことを指摘された。(同年七月二十五日付家老座申渡書、『追録三』二四三号、「三州御治世要覧」(『鹿兒島県史料集』25、鹿兒島県立図書館、一九八四)正徳三年条など参照。)[「支流系図」中各所に、家号や名字の規制記事を見出すことができる。また、嫡家から庶家への規制通達の例も確認できる。都城島津家家中士で島津支族庶家の系譜を記した「御支族略系図」(都城島津家所蔵、乾坤二冊)には、「久」字の使用を禁じ山田姓から武通姓への改姓を命じた正徳三年十二月二十三日付山田七郎右衛門(久陳)書状や、同じく伊集院姓から丸田姓への改姓を命じた正徳四年三月八日付伊集院藏人(久矩)書状がみえる。

正徳三年九月には、高上りに関わる格式が定められており(「三州御治世要覧」御家格御政治向)、家格確定が一面で家禄の固定を意図するものであったと考えられる。

(4) 鹿兒島大学付属図書館所蔵「諸家大概」(『鹿兒島県史料集』VI)、(一五七)序文によれば、この他家は比志島・川田・敷根・襦寝・田代・種子島・平田・肝付・顯娃・北原・東郷・祁答院・入来院・高城・菱刈・三原・村田・鎌田・山田・伊地知・本田・伊勢・吉田・上井の二十四家であった。島津一門とこれらの系譜計二十冊を一帙とし「新撰

系譜」と号したという。また「新撰系譜」呈上後、江戸にあった河野通古は綱貴の命により、諳っていた諸家について「諸家大概」と号し酒匂氏以下数十家を呈上、以後増補された経緯が記されている。藩主光久の意向もあるうが、綱貴が諸家の系譜整理の前面に現れることも事実であれば興味深い。参考としてこの「他家二十四家」の一例を掲げれば、「諸家系図文書二」(『鹿兒島県史料』旧記雑詠捨遺 伊地知季安著作史料集三)所収の平姓平田氏系図中に次の記事がある。

「右平田家之次第ハ、今度薩隅日ノ士、他家二十四家之系図

綱貴公御用タルニ依テ、御記録所ヨリ被相改間、平田家之儀ハ、棟

梁被絶タル以来、系図モ無之トイヘトモ、宗通先祖以来ヨリノ聞書

等仕置タルヲ以、調置タル系図并聞書等、去年三月五日ニ御記録所

へ差出置候、元祖當国へ下向ニテ、帖佐一所ヲ為被下儀、其後御

當家ニ被出タル以来、代々一所ヲ給タル儀并御家御代々御家半役

被仰付タル儀ハ、御記録所ニ慥ニ為相見得ニ依テ、平田家ノ系図

モ被改為被相出由也(後略)」

平田宗通は同系図によれば貞享元年(一六八四)没、父の宗武は寛文十年二月に死去しており、定期的には付合する内容であろう。

東京大学史料編纂所所蔵島津家本「御家中二十家考大概」に合冊されている「御家中諸家大概」の奥書には、延宝三年(一六七五)八月吉日付で「右先年被 仰付候御家中他家系図之外大抵書付奉備尊覽候、委細之儀者於 御国本考差上可申候、以上」とあり、内容から河野の筆であると考えられる。当時江戸には綱貴が滞在していた時期である。なお付言すれば、この島津家本「御家中二十家考大概」は、明治二十年前後の写本である鹿兒島大学付属図書館所蔵「別本諸家大概」及び

同内容の鹿児島県立図書館所蔵「御家中二十家考証」とほぼ同内容である。また「市来家年覚書」・「市来家年奥書」(『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺 家わけ九』市来文書二八の2・4号)などによれば、河野通古の手がけた諸家大概を記録奉行伊地知重英(重張)も利用参照し、朱書による補入などを行っていたことが判る。伊地知重英宛の「新納久了書状写」(同二八の3号)では、同書を転読した久了に「何より調寶、必なくて不叶物」と評されている。しかし一方既に「諸家大概」序文では、これがあくまで伝聞に基づくもので漏れた諸家も多いこと、内容も完全なものではなく、正誤を糺す必要があることを指摘している。

(5) 『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺 家わけ二』肝付文書(新編伴姓肝属氏系譜)四四二号・「同家わけ三」町田文書四六二号・「同家わけ六」北郷文書二五六号は元禄七年八月十一日付、「同家わけ五」山田文書一六六号は同月二十七日付で、伊地知重英・田中国明連署で通達されており、系図に記入すべき項目は二十一を数える。また「同家わけ四」種子島家譜元禄八年二月二十七日条によれば、綱貴の諸家系図再撰の命により種子島家が系図一卷・庶流系図一冊を藩記録所に提出している。

(6) 薩摩藩主初代家久以来、島津姓の諸家は勿論、有力他家を嗣ぐ例も多い。これに対して、綱貴・吉貴・継豊の子弟は綱貴子清純(祿寝家)や継豊子定勝(入来院家)を除き、殆どが島津姓の家を継いでいる。具体的には、綱貴弟久住(加治木家)、綱貴子久儔(花岡家祖)・忠直(垂水家)・久方(宮之城家)・久東(佐司家)・久福(數根家)、吉貴子忠五郎(加治木家)・貴儔(垂水家)・忠紀(越前家)・久亮

(宮之城家)・貴澄(貴儔を嗣ぎ垂水家)・忠郷(今和泉家)・忠温(忠郷を嗣ぎ今和泉家)、継豊子久門(久住を嗣ぎ加治木家、後に本家宗信を嗣ぎ重年)・久峯(佐多家)の如くである。

(7) 寛文七年(一六六七)から八年頃の、垂水島津家(始祖島津貴久の弟忠将)と加治木家(始祖は島津義弘の子忠朗)や佐土原島津家(垂水島津家以久の三子忠興が相続、幕府から大名の扱いを受ける。島津氏の支藩)、日置島津家(始祖義久・義弘の弟歳久)との家格をめぐる、垂水家や島津久通に代表される藩宿老の意識をとりあげた論考として五味克夫「日置島津家と垂水島津家―系譜と家格をめぐる―」(『鹿児島県女子大学研究紀要』第十六卷第二号、一九五五)がある。また元

文二年二月段階でも、垂水家が加治木家の上位にあるべき旨を弁じていることも指摘されている(五味克夫「島津久章一件」史料並びに寛書)旧記雑録後編六付録一付録「月報8」(一九六六)

(8) 『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺 家わけ七』所収。

(9) 阿多氏は島津家庶流町田氏流であり、本領は薩摩国阿多郡、中世末には志布志に移り、近世は志布志郷の暖役(郷士年寄)となった。新之丞は、阿多文書中の「阿多氏系図」によれば阿多俊綿(初め久浮、正徳三年四月に島津家の名字を使うことが認められなくなり、改名するに至る)である。なお「支流系図」では町田氏庶流系図の次に阿多氏系図が数家分編集されているが、その下限はいずれも正徳三年夏の実名改めである。また阿多氏は寛延三年に「俊」の字も憚りが生じたため、俊錦の子より「實」を通字に用いるようになる。

(10) 本文書とほぼ同文書は、正徳三年条「日置用帳」(東京大学史料編纂所蔵島津家本。日置島津家の家記)に正徳三年七月十八日付で

みえる。また、黎明館所蔵日置島津家文書（『家わけ九』には不採録）中の「歳久一流忠朝以降略系図」は、寛永四年生まれの忠朝から久健の正徳三年三月までを記すが、同系図の正徳三年十二月二十七日付島津彦太夫（久富、久健従弟）奥書には「右者、御氏族之家正保年間以來系継被仰付候付、忠朝以降之略系図被差出候間、相調可進旨承候、依之右之通ニ相調、御記録所江被差出候扣系図ニ而御座候、以上」とみえ、日置島津家が同年末記録所に略系図を提出したことがわかる。

島津久富は、「島津家国老並用人記」（東京大学史料編纂所蔵島津家本）などによれば、延宝八年（一六八〇）生れで正徳二年大目付、享保五年（一七二〇）若年寄に就任、同二十年頃には「日置島津家文書」（鹿児島県立図書館所蔵分）の編集に関わった人物でもある（『家わけ九』五味克夫氏解題参照）。また「歳久一流忠朝以降略系図」の忠朝及び久竹（久道、忠朝子・久健父）譜には所領関係の記事が詳述されているが、「支流系図」ではその多くが省かれており、諸家提出の系図に対する記録所側の取捨選択もうかがえて興味深い。

(11) 「三州御治世要覧」明和八年条に島津氏族支流までの家譜系統が十一月に命じられたことが記される。

(12) 東京大学史料編纂所蔵島津家本「町田氏正統系譜」巻六の九代町田忠良における志布志士阿多新之丞蔵文書の存在、「町田氏正統系図」作成に当たった町田久視が阿多新之丞から十代町田成久の契状（応永廿七年霜月廿八日付）を文化十三年に取得したことについて、五味克夫『家わけ三』解題（一九三）参照。なお町田家本宗と庶家の間には、惣領決定などをめぐって慶長年間から宝暦年間に至るまで長期の紛糾が存在したことも指摘されている（五味克夫「町田二男家文書

と諏訪社居頭役」、家わけ三付録「月報14」）。

(13) 拙稿「種子島家譜小考（二）」。

(14) 同氏「記録所の変遷と伊地知季安」。

(15) 薩摩藩記録所と地誌編纂については「総説 近世地誌における庄内地理志の位置」（『都城市史 史料編近世Ⅰ』、二〇〇）第一―三節に詳説されている。

(16) 東京大学史料編纂所蔵島津家本。

(17) 例えば種子島氏の場合、拙稿「種子島家譜小考（二）」では、宝永元年が島津吉貴襲封の年であることから、（吉貴の子が嗣いだ）越前家・和泉家再興をふまえての系譜提出であったと考えた。その可能性を全く否定するものではないが、この町田・阿多氏や越前家の例からすれば再考を要するだろう。宝永元年の時期は、十八代久時の晩年、十九代久基の家督相続（宝永七年）に当たり、久時が島津家久の女を母とし、久基は島津光久の二女子を室に迎えて二十代久達をもうけていることが関係しているかもしれない。

(18) 「種子島家譜」巻七十二、安政三年九月十四日条。

(19) 「日置用帳」明和八年条に支流系図の記事はなく、安政五年次は残念ながら欠く。但し「日置島津氏系図統編」（東京大学史料編纂所蔵島津家本）では、日置島津家久尹（久知。宝暦元年生）から系図を起こしており同筆の記事は安政五年までで以下異筆となっており、この系図も安政五年段階に作成された宝暦元年以降の系図が基になっているのではないかと考えられる。このように島津氏各支族の系図成立時期を整理する必要がある。ちなみに註3でふれた「御支族略系図」記載都城島津氏家中士四十八家の記事は、最も古くて元禄八年五

月五日、新しい記事で安政四年十二月二十二日誕生の記事であり、奥書に「安政五年戊午八月」とみえることから、同略系図は、安政五年はじめに元禄年間又は宝永初年以降分についての系譜提出が命じられ、八月までにまとめられたものではないかと推測できる。(※)

(20) 安政元年正月十七日、島津斉彬のもとで記録奉行伊地知季安・同添役町田孫一郎・同見習佐多桂一郎ら記録所職員が古御文書取調掛となり、島津家文書の裏打・整理・成巻事業をすすめた(「群書合輯」(東京大学史料編纂所蔵島津家本)、五味克夫「島津家文書伝存の経緯」鹿児島県歴史資料センター黎明館企画特別展「奇跡の至宝島津家文書」図録、二〇〇〇)。また文久年間には藩内寺社見分も行っている。「伊地知季安日記秘要」(東京大学史料編纂所蔵島津家本。「黎明館調査研究報告」第5集(一九九)で大平義行氏が資料紹介されている)にもこれら関係記事が見られるが、一方で支族系図に関わる記述は安政五年次に欠ける。その理由は判然としないが、或いは記録所内での分担もあろうか。なお検討の余地があるう。

(付記) 本稿の要旨については既に「正徳期以降の島津氏支流系図継統」(家わけ九付録『月報23』、二〇〇三)に述べたが、紙数の関係で詳述できなかったため、改めて記した次第である。(一部訂正した。※印)

なお本稿作成については、鹿児島県史料編さん顧問五味克夫先生の助言をいただきました。この場を借りてお礼申し上げます。